

笠置町監査委員告示第 6 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 3 年 6 月 30 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和 3 年 5 月 14 日 (金) 午前 9 時 3 分から午後 0 時 5 分
場 所	笠置町役場 2 階 議員控室
監 査 対 象	①商工観光課が所管する令和 2 年度事業について
収受資料等	①いこいの館閉館後利用活用状況等について ②元指定管理者（株式会社フェイス）に対する裁判の進捗状況について ③笠置町地域活性化起業人（笠置町地域おこし企業人）活動内容と目標、成果について

2. 監査内容

商工観光課においては本年度も様々な事業が予算化され、実施されたものであると思われるが、その事業範囲の広さから本年 8 月に予定されている決算監査を視野に入れ、主に年度間を通して継続して実施されてきたものを監査対象

とすることとした。

商工観光課が実施している事業は単年度で終わるものが少なくなく、複数年の実施を以って目的や成果をもたらすものであり、継続されてきた事業の現時点での成果や実績を伺い、どのように笠置町のまちづくりに活かされているのか、活かされようとしているのかを焦点にしている。

3. 監査結果

商工観光課が所管する事業のうち、本監査では笠置いこいの館、地域おこし企業人、有限会社わかさぎ、高度情報ネットワーク事業、雇用創造協議会、四季彩祭実行委員会について対象を絞ることとした。各項目における監査結果は以下のとおりである。

【笠置いこいの館の現状と今後について】

いこいの館は現在、温浴部門と食堂部門について休止しており、施設の持つゲートボール場や会議室の貸館事業などは引き続いて行われている。今後において同館をどのように利活用するのか、または再開を目論むのであれば、それに向けてどのように進めていこうとしているのか、現状と今後についてその考え方を伺った。

現在、同館の運営スタッフとしては会計年度任用職員(以下「施設職員」という。)を3名雇用しており、3名全てが常勤しているわけではなく、それぞれを勤務日に割り当て、ローテーションしながら日々の勤務に従事されている。そのため、施設職員に支払われる給与については全てが月額給とはならないため、施設職員の給与月額に基づいて時給換算し、その算定額によって給与が支払われている。なお、これら施設職員に対する給与支払いの根拠資料となる公文書については、決算監査時に提示していただき審査することとしている。

この施設職員のうち1名によって週に1回、温浴施設の機器等維持管理を目的とした温泉水の汲み上げを実施しており、また施設周辺の草刈りなどの管理業務を行っているが、エレベーターや浄化槽の保守点検などといったものについては専門業者によって実施されている。他の施設職員についてはトイレなどの館内清掃や電話での問い合わせなどに従事されており、その電話対応等で受け付けた内容については日報にまとめられ、管理・報告されている。

令和2年度中における電話での同館営業に対する問い合わせについては1,012件、入浴を目的として来館された方が480人来られたという実績がある。また、施

設の貸し出し実績としては、貸し部屋に 79 団体、ゲートボール場に 12 団体、クラ イミングスペースについては 6 団体の貸し出しを行っている。

町のホームページなどで温浴部門等の休止が広報されている一方で、温浴部門の再開を望んでいる方々や実際に入浴を目的に来館されている方々も少なからずおられるということで、町として同館の在り方について、どのような方向性を模索・検討しているのかを伺った。

町としては観光行政を町単独ではなく、広域的な視野でとらえて行こうとしており、例えば相楽圏域など、近隣・周辺自治体と一体となった観光行政を進めて行き、その中でいこいの館への集客に結び付けることを検討しているとのことである。合わせて、河川敷きでの収益を町の財源に結び付けることにより、同施設の運営に充当することも可能となることとして、キャンプ場利用料の収益化を模索しているとの説明を受けた。

確かにいこいの館を運営されてきたこれまでの背景には、毎年度、町からの補助金や施設の修繕費用などといった多額の経費を支出してきており、その経験から同館を運営再開するに当たり、財政面の問題や観光行政に係る方針改善などについて一定の対策を考え、その説明を受けたものであるが、長らく続けてきたこの温泉施設について再開を求めるのであれば、これら施策が普通地方公共団体の役割の基本であり要であるはずの住民福祉の向上に繋がるという構想を打ち出し、広く周知・認識されなければ、住民の理解を得られないのではないかと思われる。温泉施設が「あった方がよい」「充当された国の補助金や起債の一括返還をしなければならない」などという意見だけで再開するのではなく、何のために、誰のために再開するのかを明確にし、同館を観光の核という位置づけとし続けるのであれば、今一度、笠置町の観光について考え直すべき時ではないだろうか。同館は笠置町役場本庁舎の耐震改修事業に伴って、役場機能の一部の移転先として来年 3 月末まで仮庁舎としての役割を担うことから、これまでのような施設の運用は当分できなくなる。その間、十分に観光施策について練り上げ、新たな総合計画に明文化され、施設の利活用をされることを望む。

次に、元指定管理業者との裁判の進捗状況についてであるが、本監査までに 4 回の審理を京都地方裁判所にて行われたことの報告を受けた。詳細については裁判進行中のこともあり、本報告書では記述はしないが、原告・被告共に根拠資料の提出などが中心に進められている段階にあり、結審までにはまだまだ時間がかかるとの

ことであった。

【笠置町地域おこし企業人の活動内容と目標、成果について】

これまでの監査においても、笠置町地域おこし企業人（以下「企業人」という。）の業務内容等について度々説明を受けていたものであるが、令和2年度を振り返り、これまでの活動実績や成果、目標といったものを伺っている。

令和2年度においては、笠置町に4名の企業人に活動いただき、様々な活動テーマに沿って尽力いただいている。それらの活動実績と後年度の成果目標や展望、そして課題についてまとめられた資料を基に説明を受けている。

例えばメディアに勤務していた実績を持つ企業人は、その経験やスキルを発揮し、新聞やラジオなどのメディアを通じた笠置町の観光事業の情報発信をされており、広報能力を発揮され、笠置町の露出が飛躍的に拡大したとのことである。また、金融機関から派遣されている企業人は、その企業が持つネットワークや金融・経理などの専門知識によって、ふるさと納税の本格的な始動や新たな返礼品開発に繋がれたと伺っている。

様々な経歴や経験を持つ4名の企業人の活動は、様々な成果を生んでおり、笠置町にとって新たな取組みによる実績をもたらしている。このような企業人の活動については、まだまだ住民への周知が不足されていると感じられることから、これらの活動や成果・目標を住民に広く周知されることにより、より地域との繋がりや活性化に繋がることと思われる。そのため、今回説明を受けた内容や今後の活動などを町のホームページやかさぎテレビなどを通じて定期的に広報されてはどうかと考える。また、行政組織体制としては、民間の業務の進め方や考え方などを吸収され、行政として援助いただきたいこと、伸ばしていきたいことを共通認識し、今後の企業人活動と行政執行に活かしていただきたい。

【有限会社わかさぎについて】

笠置いこいの館の運営を担っていた有限会社わかさぎは、令和2年5月31日を以って清算決了している。その際に確認しておきたいのは町からの出資金についてである。

いこいの館の出資金については町が100%出資しており、会社を閉鎖するに当たっては、町にその出資金を返還しなければならないのではないかと考えていたが、

財団法人の出損金と異なり、出資金については資本財としてそのお金で利益を生むこと、いわゆる運営資金としての使用が可能であり、かつ臨時株主総会において解散決議を得ていることから、会社法に基づき返還の義務が生じないこととして説明を受けている。

なお、有限会社わかさが保有していた固定資産は、町に特定寄付というかたちで移され、現在、町の固定資産台帳に整理されていることも伺っている。

【笠置町高度情報ネットワーク事業について】

令和3年4月1日より、笠置町高度情報ネットワーク施設が民間事業者に譲渡され、インターネット通信事業などが民間事業者によって管理・運営されている。その移行の際に特に問題が生じなかったのかについて説明を受けた。

以前よりこのネットワークに加入されていた方については、令和3年3月31日までに移行が終わっており、新たに加入された方や新たにサービスを追加された方などについては、同年4月以降に工事などが行われたとのこと。民間事業者に移行されたことによる情報量の増加に伴い、機器の容量不足からくる不具合が見られたものの、目立った問題はなかったとされている。

また民間事業者への移行に伴い、メールアドレスが変わることについては、民間業者より一定の移行準備期間を設け、不具合が生じないような手立てをされている。

なお、町が実施していた利用料の減免については、民間事業者による減免制度が無いことから、町として要綱を策定し、今後周知することとしている。

【笠置町雇用創造協議会と町の施策について】

平成30年から活動している笠置町雇用創造協議会（以下「本協議会」という。）については、令和2年度が活動の最終年度となることから、その活動が町行政にどのように反映されたのかを伺うこととした。

本協議会は厚生労働省から委託を受け、京都労働局と契約を締結し、3年間の活動を行い、令和3年3月31日までをその活動期限としている。活動内容は雇用や人材育成に繋がるセミナーの実施をされ、そのセミナーを受講された方の中には、町内に新たに事業を開始された方や、笠置山の案内人として未来づくりセンター主催のアウトドアアクティビティにて活動された方がおり、また、特産品開発として、企業の長所と笠置町の特色を活かすこととしてキジ肉の缶詰を作成し、現在、京都

市内の店舗で販売されている。

本協議会の活動は令和2年度で終わってしまうが、3年間の活動を通じて目指してきたものやこれらの実績に対し、行政としてどのように携わり、町内の産業や雇用にどのように活かすことができるのかに期待したい。

【四季彩祭実行委員会の観光事業の運営と実績】

笠置町における年間を通したイベントを担う四季彩祭実行委員会（以下「本委員会」という。）は、さくらまつりや花火大会、もみじまつりや鍋-1 グランプリなど、今までそれぞれの実行委員会を立ち上げていたものを、一過性を持った観光PRとすることなどを目的に立ち上げられた。町はこの本委員会に補助金を支出し、各種イベントを側面的にバックアップしているという。

昨年度はコロナ禍にあって、本委員会によって実施されたイベントは笠置山自然公園のライトアップのみとなっており、本年度についてもコロナ禍などの影響により、各種事業の実施が難しい状況に変わりはない。

イベント実施に際しては、大きなイベントともなると半年から1年をかけて計画・準備するものであるが、町内イベントに協力をしていた経験から、その業務に従事する職員などが、短い期間でイベント準備・開催に当たるため、疲弊していることもしばしば見受けられていた。少ない期間で笠置町として特色あるものを作り上げることとなると、更に無理が生じてしまい、従事職員の心身の負担だけでなく、事業実施の効果にも影響するのではないだろうか。単に事業を実施することだけに終始し、真の目的を見失ってしまう原因になるのではないかと思慮する。前述しているが、イベントの抜本的な見直しも含め、町として目的・目標とする観光事業について再考することも必要ではないだろうか。